

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査(元監査第154号)分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課	
<p>(指摘事項) 1 業務方法書について (報告書8ページ)</p>	<p>「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人長野市民病院の業務運営、財務及び会計等に関する規則」の規定に基づき、市民病院の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的として市民病院が作成した「業務方法書」において、整備すると規定している事項のうち、次に掲げた事項が未整備あるいは未実施であった。 ①内部統制の推進に関する事項(第9条関連) ・役員を構成員とする内部統制委員会の設置 ・内部統制を担当する役員の決定 ・内部統制推進部門及び推進責任者の設置 ・内部統制担当役員に対する部門からの報告の実施 ・内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討ほか これらの事項は、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」として位置づけられている重要な事項であるため、実効が伴うものとなるよう速やかに整備されたい。</p>	<p>自院にノウハウが無いことから、コンサルを活用して2020年度内に体制整備を行う予定である。</p>	<p>役員を構成員とする内部統制委員会を設置した。 内部統制を担当する役員を決定した。 内部統制推進部門及び推進責任者を設置した。 部門でRCM(リスク・コントロール・マトリックス)を作成し、内部統制担当役員及び内部統制委員会に報告した。 RCMで挙がった課題について、改善策を講じている。</p>	<p>医療連携推進課</p>
<p>1 業務方法書について (報告書8ページ)</p>	<p>「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人長野市民病院の業務運営、財務及び会計等に関する規則」の規定に基づき、市民病院の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的として市民病院が作成した「業務方法書」において、整備すると規定している事項のうち、次に掲げた事項が未整備あるいは未実施であった。 ②内部監査に関する事項(第15条関連) ・内部監査担当部門の設置 ・内部監査の実施 ・内部監査の結果に対する改善措置状況の理事長への報告 これらの事項は、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」として位置づけられている重要な事項であるため、実効が伴うものとなるよう速やかに整備されたい。</p>	<p>自院にノウハウが無いことから、コンサルを活用して2020年度内に体制整備を行う予定である。</p>	<p>内部監査担当部門を設置した。 内部監査を開始し、毎年実施している。 内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告している。</p>	<p>医療連携推進課</p>
<p>1 業務方法書について (報告書8ページ)</p>	<p>「地方独立行政法人法」及び「地方独立行政法人長野市民病院の業務運営、財務及び会計等に関する規則」の規定に基づき、市民病院の業務の方法に関する基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的として市民病院が作成した「業務方法書」において、整備すると規定している事項のうち、次に掲げた事項が未整備あるいは未実施であった。 ③入札・契約に関する事項(第17条関連) ・監事及び外部有識者からなる契約監視委員会等の設置 ・入札関連手続に係る対応方針等の整備 ・随意契約とすることが必要な場合の明確化 ほか これらの事項は、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」として位置づけられている重要な事項であるため、実効が伴うものとなるよう速やかに整備されたい。</p>	<p>入札及び契約に関する対応方針の整備、並びに随意契約における必要要件の明確化を図るため、監事及び外部会計士に相談し、早期に環境を整える予定である。</p>	<p>監事及び外部有識者からなる契約監視委員会等について、現在は必要な状況ではないため未設置。 契約事務取扱要綱を整備し、入札関連手続に係る対応方針や、随意契約とすることが必要な場合等について明文化した。</p>	<p>医療連携推進課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度 財政援助団体等監査(元監査第154号)分 (長野市長分)

指摘事項	当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課
<p>3 契約事務について (報告書9ページ～10ページ) (1) 随意契約と一般競争入札について</p>	<p>同一事業者と随意契約を継続している業務委託が見受けられた。 市民病院では、医療事務や医療器具の滅菌洗浄作業等、人的・物理的に特殊な作業を伴う業務があるため、特定の事業者と随意契約せざるを得ないこと、また、市からの業務受託や指定管理により運営してきた長野市保健医療公社を前身とする市民病院とすれば、随意契約を継続的に行う方が効率的、合理的な価格や条件で発注できることを要因として挙げている。 しかしながら、地方独立行政法人に移行したということは、公金である市の負担金を運営費に充てているものであり、効率性、合理性だけでなく、透明性、公平性についても一層の配慮がなされなければならない。 したがって、現状、未整備である「随意契約とすることが必要な場合の明確化」及び一般競争入札の具体的な実施方法等を早急に策定し、一般競争入札が導入できる業務等については、積極的にホームページ等による公募を行い、多くの事業者が参入できる環境を整える必要がある。 なお、地方独立行政法人として病院事業を行っているところでは、一般競争入札を実施している病院が多数存在しているので参考にされたい。</p>	<p>独法化後3年が経過し、より合理的かつ効率的な委託契約を遂行するため、プロポーザルによる入札を開始した。「増築・改修工事基本設計業務委託に係る公募型プロポーザル」 なお、これまで当院ホームページの入札公告閲覧環境が未整備であったが、上記プロポーザルの実施に当たっては、2020年4月2日付けでホームページに情報開示を行った。 今後も「入札情報」として公募閲覧の環境を整えながら、計画的な契約の見直しを行う予定である。 また、計画的な契約事務が行えるよう整備し、「随意契約とすることが必要な場合の明確化」を具体化する。</p>	<p>契約事務取扱要綱を整備し、要綱に則って入札や契約を実施している。</p> <p>医療連携推進課</p>
<p>(2) 業者選定について</p>	<p>市民病院経理規程施行要綱では、「1,000万円以上の業務委託契約等を締結するときは、業者選定作業を行うものとし、業者選定の方法は別に定める。」としているが、その選定方法について明文化したものが整備されていなかった。 また、同要綱では、「年間の業務委託料が1,000万円未満の契約をするときは、必ず2人以上の者から見積書を徴する。」としているが、1人からの見積書しか徴取していない事例があった。 なお、同要綱で見積書の徴取を1人の者とすることができる規定のうち「その他特別な事情があるとき」を適用する場合も前述と同様、公平性及び競争の実効性の観点から、限定的な事例と解釈すべきである。 要綱に基づき、公正な業者選定方法を早急に定めるとともに、複数の事業者から見積りを徴取することで競争原理が働くよう適正な契約事務を行われたい。</p>	<p>長野市民病院経理規程施行要綱に基づく業者選定基準を明確にし、2020年度内には明文化を行う予定である。また、要綱第13条(見積書の聴取)を順守し、2者以上の見積を取得し公正を期すこととする。</p>	<p>契約事務取扱要綱を整備し、要綱に則って入札や契約を実施している。</p> <p>医療連携推進課</p>
<p>4 市民病院の規程・要綱等に基づいた事務に関すること (報告書10ページ) (1) 事務処理方法について</p>	<p>起案用紙等の決裁年月日や支出帳票における支出年月日の記入漏れが見された。 また、会計に関する証拠書類の記載事項の訂正について、市民病院経理規程施行要綱で定められた方法による訂正が行われておらず、鉛筆書きによるもの、訂正印のないもの及び修正液によって訂正されているものが散見された。 要綱に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>長野市民病院経理規程施行要綱第4条を順守し、証拠書類等の記載に際し直ちに適正な事務処理を徹底した。</p>	<p>長野市民病院経理規程施行要綱第4条を順守し、証拠書類等の記載に際し直ちに適正な事務処理を徹底している。</p> <p>医療連携推進課</p>
<p>(2) 住宅賃貸借料の補助について</p>	<p>住宅賃貸借料等の補助に関する要綱では、住宅補助対象者の要件を、「居住するため自ら住宅を借り受けている者に支給する。」としているにもかかわらず、市民病院が借り上げて住まわせている者に対して当該要綱を運用し、補助相当額を控除して家賃を徴収している事例があった。 市民病院が借り上げた住居の居住者に対する補助が必要であるならば、当該要綱を改正するか、若しくは新たに整備すべきである。</p>	<p>2020年6月末までに借上げ住宅に関する要綱を新たに整備する予定である。</p>	<p>住宅賃貸借料等の補助に関する要綱を改正した。</p> <p>医療連携推進課</p>

過去の監査結果に対する措置の通知書

令和元年度		財政援助団体等監査(元監査第154号)分		(長野市長分)
指摘事項		当初措置状況 (2年度)	令和4年度の措置状況	担当課
(2) 固定資産の管理方法等について	<p>市民病院会計規程では、「固定資産の管理及び処分に必要な事項は、別に定める。」としているが、具体的なマニュアルなど明文化したものが整備されておらず、地方独立行政法人に移行後、実地棚卸調査など現物の所在確認等が行われていなかった。</p> <p>特に有形固定資産は、取得価額が20万円以上の高額な機械備品を含む重要な病院の財産であるため、管理と処分方法に関するマニュアル等を早急に整備し、定期的な現物の所在確認を行われたい。</p>	<p>長野市民病院会計規程第33条に基づく固定資産の管理及び処分に係る具体的な取扱いについて2020年度内に明文化し、更に実地棚卸調査による定期的な現物の所在確認を行う。</p>	<p>固定資産管理要綱及び固定資産の棚卸し指針を整備し、定期的に実地棚卸しを実施している。</p>	医療連携推進課
2 監事による監査について (報告書12ページ)	<p>市民病院監事監査規程では、監事の行う監査内容を、「法人の業務方法書に基づく業務の実施状況」について行うこととしている。</p> <p>他方、市民病院の業務方法書には、内部統制、内部監査及び競争入札等に関して、未整備・未実施である事項が存在していることは前述のとおりである。</p> <p>第三者の視点から適切な監査を行う役目を担っているのが監事による監査であり、今後、業務方法書に基づく業務の実施状況についても監査を行い、市民病院のガバナンス向上と業務執行の適正確保に一層寄与されることを望む。</p>	<p>監事監査については、業務方法書に規定する業務運営の適正化と並行して、適正な監査体制について整備を行う予定である。</p>	<p>監事による業務監査を毎年実施している。</p>	医療連携推進課